

第2回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年8月11日(火)

午前8時55分～午前10時05分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

第2回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和2年8月11日(火) 午前8時55分～午前10時05分

2. 場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 8月の農業相談委員

2番	高崎	洋介	委員
3番	石井	佐千生	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第5条の規定による許可申請について

(有限会社●●●●● 代表取締役 ●●●●●)

② 農用地利用集積計画の承認について

(中間管理事業)

(2) その他の案件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄
事務局職員	濱田	美孝
事務局職員	福島	智靖

開 会 8 時 5 5 分

議長 おはようございます。実質本日の総会が第1回目ということになります。今日の案件は1件です。今後の農業委員会の総会の流れ等具体的な手順についても説明します。いよいよ新しい体制が今日からスタートするわけです。

では、第2回目の農業委員会総会を開始します。本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席となっております。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。

よって、ただいまより第2回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は2番高崎洋介委員、3番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第5条申請関係1件、農用地利用集積計画関係1件となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 議事に入る前に、新体制になって初めての本格的な総会となりますので、総会の大まかな流れを事務局より説明願います。

事務局 総会の流れを説明。

議長 では議事に戻ります。
現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。農地法第5条ということで所有者が変わって、農地を農地以外にするという手続きになります。
譲受人が水巻町の有限会社●●●● 代表取締役 ●●●● 氏、譲渡人、今の所有者は、今古賀にお住まいの●●●● 氏、2ページ・3ページに位置図・字図を付けておりますが、今回の申請地は大字今古賀字塔ノ元562番1、地目が田、面積が311㎡です。農地区域は農業振興地域外、都市計画上の用途区分というものがあまして、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域で農地の区域は第三種農地となっております。
この農地の区域ですが、第一種農地と呼ばれるものは原則転用不可なので、農地を農地として使いなさいというエリアになります。第二種農地というものもまた別にありまして、これは条件によっては転用可能というようなところ、条件次第ですね。今回の第三種農地というのは、この用途区分は、住居を建てるような地域だったり、工場を建てるような地域として指定されている農地ということですので、第三種農地は原則転用可能というようなエリアになっておりまして、今回の案件でいきますと用途区分がある第三種農地となりますので、計画に妥当性があれば原則転用は可能というところになっております。
申請目的は宅地分譲で、申請に関する確実性、資金及びその他の計画等に関しましては、事務局の方で関係書類で確認をしております。営農の支障については地元生産組合長さんより条件付きの承諾となっており、こちらは4ページ・5ページに承諾書をつけております。5ページが条件付きの部分の条件となっております。こちらを譲受人と地元生産組合長で協議をしているということになっております。6ページが現況平面図、今はこういった何もない状況になっておりまして、7ページが計

画平面図、下の方に断面図がありますが、駐車場部分を少し切り下げるというところで、汚水柵等々を道路側に作りますという計画が出てきております。

8 ページが事業計画書、今回の転用の計画です。宅地分譲ということで事業になりますので、こういった事業計画書がついてきます。敷地面積は先程も申し上げましたように311㎡。計画としては今年の10月から着工するという事です。給水計画は水道ですが、これは公共上水道、中間水道の分で繋ぐということで、書類に関しても事務局の方で繋ぎ込みは可能ということで確認をしております。その他の手続きということですが、特段手続きは無いということです。9 ページが被害防除計画書で、周りの農地等々に被害が及ばないようにしますということで出てくるものですが、まずは排水計画になります、排水は雨水は水路への放流、汚水及び生活雑排水は公共下水道への接続という計画になっております。その他の被害防除計画ということで、ページ中ほどになります、擁壁を設けるということで、ブロックを積み上げて隣地に影響が及ばないようにするといったところで計画が出ております。10 ページが関係者説明に関する調査票となっております、関係者に説明を行いましたという書類となっております。隣接する農地がありましたら、このページ中ほどに書いていただいて、説明をして了承をいただいているという確認の書類になります。今回隣接地は南が農地で所有者の●●●さんには説明に行っていたということですが、②番ですが、北側もまだ登記上は農地として残っておりますが、こちらに関しましては以前の農業委員会ですでに転用が出ておりまして、許可も出ています、今から現地に行ってくださいますのでわかると思いますが、すでに家も建っていますので、特に説明は不要ということで、説明省略という記載で受け取っております。そして一番下の段になりまして、管轄する農業委員及び推進委員への説明というところで、こちらは必ず説明をしていただくようなものになっております。これを受け付けましたのが旧体制の時でございますので、前委員花川健二委員と柳野照紀委員の方が説明を受けております。後程お話ししますが、事務局の方で引き継ぎということで、報告は聞いております。

こういった形で申請が出てきておりますので、今から現地を確

認していただいて、後ほど採決をしていただければと思います。
付議案件は以上です。

議長 それではこれより現地調査を行いますので総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 0 1 分

— 現地調査後 —

再 開 9 時 2 5 分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
まずは、地区担当委員に説明してもらおうところですが、旧委員への説明となっていますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。旧委員の花川委員及び柳野委員に確認をしましたところ、6月20日に計画の説明を受けたということで、今日ご覧になってお分かりと思いますが、北側の隣接地において同様の転用がなされているので問題は無いと思われるとのことです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の 11 ページをお開きください。
付議案件②農用地利用集積計画の承認についてでございます。
こちらに関しましては、皆様ご存知かと思いますが、中間管理
事業分で、土地の所有者と福岡県の農業振興推進機構、中間管
理機構との契約について農業委員会の承認を行って遠賀町の
皆さんに公告をおこなうというものです。今回は 2 件、面積 4
38 ㎡についての承認を求めます。今後の流れとしましては、
承認をされれば、まず町の方で公告をしまして、県の方にそれ
を報告します。県の方で今度は県と耕作者との契約の分を公告
して、正式な契約になるというものになっております。
以上です。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委
員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件②農用
地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業
委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件②は承認されました。
本日は報告案件はありません。
その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 農地利用状況調査について説明。

ご不明な点等ございましたら事務局の方までご連絡をお願い
致します。

何かご質問は、今の段階でご不明な点などあればお受けいたしますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

【ありません。】の声

では次に非農地判断について簡単にご説明させていただきます。

非農地判断について説明。

何かご質問等ございますでしょうか。

【ありません。】の声

事務局

それでは次に第3回9月の農業委員会の総会、水利研修についてです。

水利の研修会について説明。

農地転用について説明。

名刺について説明。

最後になりますが、今日の議案書は個人情報等も載っておりますので置いて帰っていただくようによろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長

それでは、その他の案件について皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長

農業委員会の総会においては帽子と腕章があります。現地を確認するときには帽子か腕章を付けて行きます。

それから日常活動の中で人の農地の中に入るような場合は、前回配られました農業委員を証明する名札を下げて行ってください。

全体的に何かございませんか。

【ありません。】の声

議長

それでは他に無いようでございますので、以上をもって、第2回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 1 0 時 0 5 分